

(様式 1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	産業人材室	検索番号	1-2
法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律			根拠条項	5-1
許認可等	改善計画の変更の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律</p> <p>第5条第1項</p> <p>前条第1項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)又は中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく認定事務実施要領</p> <p>(改善計画の変更の認定)</p> <p>第9条 第5条及び第6条の規定は、改善計画の変更の認定を行う場合について準用する。なお、この場合、当該組合等又は中小企業者に通知するときは、様式第6号「改善計画変更認定通知書」によるものとする。</p> <p>(改善計画の認定基準)</p> <p>第6条 組合等又は中小企業者が作成し、認定を申請する改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(1) 組合等の改善計画の認定基準</p> <p>① 改善事業(法第4条第1項に規定する改善事業をいう。以下同じ。)の目標、内容及び実施時期が中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針(平成10年通商産業省・労働省告示第2号。以下「基本指針」という。)に照らして適切なものであること。</p> <p>② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該組合等の実情に照らして、労働力の確保のために必要かつ適切な項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むこととするものこと。</p> <p>④ 構成中小企業者の概ね3分の1以上(労働者を雇用している構成中小企業者の概ね3分の1以上をいうものであること。)が、③の7項目のうち、募集・採用の改善を除くもののいずれかについて、当該組合等が掲げる目標に沿った事業に取り組むこととしていること。</p> <p>⑤ 組合等が、その構成中小企業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合においては、募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているもの(募集に従事するものとして組合等の役員又は職員が指定されており、労働者の募集に必要な設備等が整備</p>					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

されていること。) であること。

- ⑥ ③の「その他の雇用管理の改善」について、その内容が労働基準関係法令に関するものである場合には、労働基準関係法令に違反する内容を含むものではなく、また労働条件を引き下げるものではないこと。
 - ⑦ ③の「実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する」とは、実践的な職業訓練を行うことが必要な青少年 (40 歳未満の者) に対して、実習併用職業訓練又は熟練技能等 (能開法第 12 条の 2 第 1 項に規定する熟練技能者等をいう。) を承継させるために行われる職業訓練等の実施に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。
- (2) 中小企業者の改善計画の認定基準
- ① 改善事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。
 - ② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - ③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の 7 項目のうち、当該中小企業者の実情に照らして、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保のために必要かつ適切な項目、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。
 - ④ ③の 7 項目のうち、募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むこととしていること。
 - ⑤ ③の「職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者」とは、経営戦略の企画を担当できる者、それに必要な高度の専門知識を有する者、製品技術の開発を担当できる者その他の中小企業における高付加価値化等を担うことができる人材をいうものであること。
 - ⑥ ③の「その他の雇用管理の改善」について、その内容が労働基準関係法令に関するものである場合には、労働基準関係法令に違反する内容を含むものではなく、また労働条件を引き下げるものではないこと。
 - ⑦ ③の「新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する」とは、新分野進出等に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。
 - ⑧ ③の「実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する」とは、実践的な職業訓練を行うことが必要な青少年 (40 歳未満の者) に対して、実習併用職業訓練又は熟練技能等 (能開法第 12 条の 2 第 1 項に規定する熟練技能者等をいう。) を継承させるために行われる職業訓練等の実施に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。

(その他)